

第2回別海町みんなで作る自治基本条例検討委員会

開催日：平成22年10月6日（水）

時間：午後1時30分～午後3時30分

会場：役場101・102会議室

参加委員：34名

会議次第：1 開 会

2 挨拶

3 議 題

1) 委員長（1人）、副委員長（2人）の選出について

2) 開催時間とグループ分けについて

3) 別海町みんなで作る自治基本条例検討委員会スケジュール（案）について

4) 今後の会議の進め方（案）について

5) 別海町自治基本条例（草案）の説明について

4 その他

5 閉 会

1 開 会 （総合政策課長）

2 挨拶 （総務部長）

本日はお忙しい中、第2回別海町みんなで作る自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）へお集まり頂き誠にありがとうございます。

本委員会につきましては、去る9月22日に開催致しました第1回委員会において、これまでの取り組み、講師の方の講演及び今後のスケジュールについて説明させて頂きましたが、今回より、条例の策定に向けた本格的な検討の始まりとなっております。



本日はその前段と致しまして、委員会の委員長と副委員長を選出して、今後の会の進行をお願いしたいと思います。また、職員プロジェクトチームによる自治基本条例の草案もできましたので、本日説明させて頂きます。

今後のご検討につきまして、ご理解とご協力賜りますようお願いいたします。

3 議 題 （進行：総合政策課長、委員長選出後については委員長）

1) 委員長（1人）、副委員長（2人）の選出について

事務局から、選出についてどのような方法が良いか検討委員へ諮る。



○検討委員からの意見

・事務局において腹案があればそれを委員へ示し、諮る方法が良いのでは。

●結果

・意見について、事務局における腹案を諮ることとし、提案による委員長1名及び副委員長2名の選出について、委員本人及び他の委員ともに了承。

2) 開催時間とグループ分けについて

議案資料 1 ページにより説明（事務局より）。

3) 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会スケジュール（案）について

議案資料 2～3 ページにより説明（事務局より）

4) 今後の会議の進め方（案）について

事務局から、議案資料 4～6 ページにより説明。



○検討委員からの質疑

【委員】

・ **〔意見書〕はいつでも提出していいのか？**

【事務局】

⇒ **いつでも構わない。委員が感じたことや思ったことがあればその都度で良い。**

5) 別海町自治基本条例（草案）の説明について

別紙 1 により別海町自治基本条例の構造（草案）について説明（事務局より）

つづいて事務局から、別紙 2 及び別紙 3 について説明。

説明については別紙 3（草案解説書）より、委員全体で検討となる前文、総則の章及び条例の見直しについての章を読み上げ、説明とする。情報共有の章以下については、それぞれのグループで検討していただく。

なお、別紙 3 の解説書中の【検討した内容】とは、職員プロジェクトによる検討内容を記載したものである。

●結果

・ **まずは条例の内容の説明のみとし、委員による具体的検討は後ほどとする。**

4 その他

1) 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会全般について

○検討委員からの質疑

【委員】

・ **今後、町ではパブリックコメントや地域説明会を開催する予定となっています。検討委員会のスケジュールによれば、12月下旬～1月上旬には、検討委員会の全体会議を経て、提言書を町長に提出することになっている。パブリックコメントや地域説明会での町民の意見に対して、検討委員会としてのスケジュール上の結びつきや、また、検討委員会の存在意義として、それらの意見に対して、「こんな意見がありました」と聞きっぱなしの対応で済みますのか、それとも条文の変更まで行うか町の考えは？**



【事務局】

⇒ **スケジュールでは、委員会で一旦全ての条文について検討が終わる第 7 回目の会議終了後、庁内及び議会において委員会による（草案）の検討を予定しているが、併せてパブリックコメントの手続き及び地域説明会の開催に向けた準備をしたいと考え**

ている。その後開催予定の第8・9回目の委員会時は、それらでお寄せいただいた町民の方のご意見についても、委員の皆さんに町民の方の目線で検討いただくこととなっている。

【委員】

・スケジュールについて、12月下旬～1月上旬には、草案についての最終確認をし、町長に提言書を提出することとなっている。このようなハードなスケジュールについて、町としてどのように考えているのか？

【事務局】

⇒第1回目の委員会において町長が話していたとおり、かねてから平成22年度中の策定を目指しているが、事務方として取組始めたのが今年に入ってからと遅くなっている現状ではある。策定にあたっては、遅れることも止むを得ないと話してはいるが、事務局としてはスケジュールを作成し、策定に向けて進めなければならない。今後の検討によっては年度内の策定の断念も視野に入れ検討いただきたいと考えている。

【委員】

・別海町自治基本条例草案の作成経過を教えてください。（外部コンサルタントの利用等）

【事務局】

⇒まず事務局においてたたき台として「案」を作成し、それを基にし、職員プロジェクトにより検討した。コンサルタント等のバックアップはなく、16名の職員で、計13回の会議の中で、いくつかの自治体の事例についても参考にしながら、別海町にふさわしい「草案」を作成し、その後、庁舎内の決裁による検討を経て、今回の「草案」を示している。

【委員】

・この「草案」については、団体・組織を代表している委員の方もいることから、それぞれ持ち帰り検討しても構わないか？

【事務局】

⇒持ち帰って構わない。団体としての意見も提出いただければと考えている。

○検討委員からの意見

- ・この条例の実践者は町民であり、またこの条例は末代まで残るものである。検討委員の中には組織や団体の代表の方もいるので、それぞれの組織で持ち帰っての協議も必要ではないか。
- ・検討委員や町民へ対して、この条例についての検討をお願いする町の熱意が感じられない。広報等でもっとこの条例が町民に理解されるよう、また、条例に対しての意見がどんどんもらえるようにするべきである。
- ・時間がないという意見もあるが、時間をかければ良いのか、と考える。確かにスケジュールは厳しいが、その中で最大限の努力をすることをみんなで確認し、結果間に合わない場合もありますが、委員としてこの場にいる以上、スケジュールに沿って検討するのは大原則である。

●結論

- ・提言書の提出が延びることも止むなしと考えるが、このスケジュールに沿って検討していく。

- ・ 広報を利用した町民の意見の募集についても検討していく。

2) 別海町自治基本条例（草案）について

会議時間がまだあることから、前文及び第1章総則について委員により協議した。

○検討委員からの意見

- ・ 条文自体に町民憲章そのものを規定してもいいのではないか？
- ・ 基本理念を規定している第4条第2項に盛り込まれている語句について、「わたしたち」や「協働」については、第3条の定義のなかで、用語の解釈を規定していますが、理念として条文にしたときに結びつかない内容になってはいないか？
- ・ 第3条の定義において、「～の人」と「～の者」と規定している語句を統一する。
- ・ 前文において、「魚場」としている語句は、「漁場」ではないか？



以上の意見が出されたので、今後これらも踏まえて検討していく。

3) 各グループでリーダー・サブリーダーを選出

今後はグループ毎に検討して頂くことから、各グループでリーダー及びサブリーダーを選出してもらい、検討時の中心としての役割や、事務局との会議の調整等を担ってもらう。

●結果

- ・ 各グループのリーダー・サブリーダーを選出

4) 今後のスケジュールについて

事務局からの提案として、次回第3回目の会議の内容については、全体で第1章 総則の検討をすることとなっているが、全体による検討をグループによる検討の後とし、次回よりグループ会議を行って頂いてよろしいか提案。

●結果

- ・ 提案について了承頂き、次回よりグループ会議とする。

5 閉 会 （委員長）